

## 病院内における眼鏡業者の業務許可基準

### (目的)

第1条 視覚的補装具(矯正眼鏡、遮光眼鏡、弱視眼鏡、コンタクトレンズ)及び医療用、治療用特殊眼鏡(網膜症、乳幼児やドライアイ等)を取り扱う業者(以下「眼鏡業者」という。)が、その業務を佐久市立国保浅間総合病院(以下「病院」という。)で行うことについての許可の基準等について必要な事項を定める。

### (業務内容)

第2条 眼鏡業者が病院で行うことができる業務は次のとおりとする。

- 1 身体的理由等により他店舗に行くことが困難な患者に対する、視覚的補助具の販販売並びにメンテナンス。
- 2 視覚的補助具及び医療用、治療用特殊眼鏡の購入に際し、生活保護及び補装具費支給等の申請事務が必要となる患者に対する、視覚的補助具の販売並びにメンテナンス。

### (使用場所)

第3条 病院の眼科外来とする。

### (業務許可申請)

第4条 病院で業務を行おうとする眼鏡業者は、管理者に対して業務許可申請を提出し、その許可を受けなければならない。

### (登録)

- 第5条 1 管理者は、前項の規定により提出された申請書を審査し、適当と認めるときは、業務を行える眼鏡業者として登録をする。(以下「登録業者」という。)
- 2 管理者は、病院での業務許可に際しては、病院職員及び患者等の利便に支障を生じないように必要な条件を付すことができる。

### (使用日時)

第6条 登録業者は、第3条で定めた使用場所を使用できる日時(祝日及び病院の休診日にあたる日を除く。)を眼科と協議の上、業務許可申請に明記する。

### (守秘義務)

第7条 登録業者は、業務履行にあたり知り得た個人情報については、厳重に管理し、正当な理由なく第三者に開示、提示、漏洩してはならない。

2 本条の規定は、登録業者の解消後も有効に存続する。

(登録の変更)

第8条 業務許可基準の変更により必要が生じた場合は、速やかにその旨を登録業者に通知し、登録業者は業務許可申請を行う。

(規律保持)

第9条 1 登録業者は、業務を履行するにあたり、業務に従事する従業員の業務上の行為について一切の責任を負うものとする。

2 登録者の従業員は、病院で身分を証する名札を着用し、登録業者の従業員であることを明らかにするものとする。

3 登録業者の従業員は、病院の施設規則を遵守しなければならない。

(苦情処理)

第10条 業務業者は、病院にあける業務遂行中に、業務に起因し又はこれに関連して発生した患者等の第三者自身との間の事故等の発生に関しては、速やかに病院長に通知するとともに、全ての責任をもって解決するものとする。

(法令等を遵守)

第11条 登録業者は、業務の遂行に際し、法令等を遵守し、公正かつ適切な履行をするものとする。

(協議事項)

第12条 本業務許可基準に定めのない事項又は解釈上疑義が生じた事項については、法令に従うほか、病院と誠意をもって協議の上解決を図るものとする。

令和 4年 12月 15日

佐久市立国保浅間総合病院 佐久市病院事業管理者